

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 一般重要案件(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795</a>

二、不不協定、實施狀況

大政事外外儀官  
務務 典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀儀人電厚計  
儀儀文会營給

参調 企  
参領 旅移

参地中京  
参北北西  
参北北保  
参一三  
参南南洋  
参西三

参書近ア  
参次総総国万  
参實総  
参政投二  
参一理  
参参協規  
参政経科  
参社専  
参道内外  
参二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

209

電信写

総番号(TA) 20194  
 70年 4月 28日 16時 45分 ナハ省 発着 専  
 70年 4月 28日 20時 41分 本 省 着 専

外務大臣殿

参 冲絶事務所長

冲絶におけるエネスコ協定の実施状況

号外 平

貴電国専決37号に因り

USCAR及び琉球政府当局者は周知に対し  
要旨次のとおり述べた趣。

1. (USCAR キヤニバル 参外官)

教育文化等に属する物品は筆を通じて入  
手しているものもあり、加盟国から同  
様の物品が輸入された事実があるかどう  
か、輸入された場合は本協定を適用して

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

よかど)かは、はつよりしるいつで、更  
に関係方面の照会の上早速にお知らせす  
了。しかし今まで輸入したケースは、LIT-  
TLE OR NOTHING と考えている。

2. (琉球主税局税関部カトヤマ業務課長)

本協定適用には琉球の民主法が必要である  
であるが、かかる法令は存在しない現在  
教育文化等に属する物品の一部は「物品  
税法」のもとで関税が免除されている

(3)